

人事行政の運営等の状況

町では、町条例の規定に基づいて、職員の任用や給与等の状況を公表しています。今月号では、平成23年度の職員数、給与、勤務状況等についてお知らせします。

1. 任免および職員数

(1) 職員数（各年4月1日現在）

区分		職員数		増減
		22年度	23年度	
一般行政	議会	3人	3人	0人
	総務	53人	54人	1人
	税務	15人	15人	0人
	民生	35人	37人	2人
	衛生	15人	14人	△1人
	農林水産	14人	15人	1人
	商工	6人	6人	0人
	土木	16人	16人	0人
特別行政	教育	23人	19人	△4人
公営企業等	水道	9人	8人	△1人
	下水道	5人	5人	0人
	その他	9人	8人	△1人
総合計		203人	200人	△3人

(2) 採用および退職の内訳

区分	採用者数	区分	退職者数
一般行政職（上級）	3人	定年退職	4人
一般事務職（初級）	0人	普通退職	1人
その他	0人	その他	1人
合計	3人	合計	6人

※退職者数については、平成22年度実績です。

(3) 職員数の推移について

区分	H19	H20	H21	H22	H23
職員数	220人	214人	209人	203人	200人
増減	△4	△6	△5	△6	△3

2. 職員の給与の状況

(1) 職員の給料・諸手当について

① 給料（一般行政職員）

区分	初任給	経験年数			平均給与額	平均年齢
		10～15年	15～20年	20～25年		
高校卒	140,100	222,800	268,600	320,400	313,500	41.2
大学卒	172,200	270,000	320,500	370,700	319,700	41.7

② 諸手当について

◎ 扶養手当（月額）

区分	手当額	支給職員数	平均金額
配偶者	13,000円	100人	
配偶者以外	6,500円		19,700円
配偶者無しで1人目	11,000円		
その他 (満15歳～満22歳の間加算)	5,000円		

◎ 期末勤勉手当（年額）

区分	支給月数	支給職員数	平均金額
期末手当	6月期	1.25月分	198人
	12月期	1.35月分	
勤勉手当	6月期	0.70月分	1,396,400円
	12月期	0.65月分	

※職務の級による役職加算有り（5%～15%）

◎ 住居手当（月額）

区分	手当額	支給職員数	平均金額
自己所有	8,000円	133人	
借家	家賃18,000円以内	7,000円を控除した額	13,200円
	家賃18,000円以上	27,000円を限度に支給	

◎ 通勤手当（月額）

通勤距離が2km以上の職員を対象に支給しています。
公共交通機関通勤者：6ヵ月定期等価格により一括支給
車等による通勤者：通勤距離に応じて24,500円を上限に支給

・支給職員数 81人 ・平均金額 8,900円

◎ 退職手当

勤続年	定年・勸奨	自己都合	支給職員数	平均金額
20年	30.55月分	23.50月分	10人	
25年	41.34月分	33.50月分		
35年	59.28月分	47.50月分		22,323,083円

※いずれも最高限度月数は59.28月分

◎管理職手当（月額）

区分	支給率	支給職員数
部長職	給料月額の 18%	36 人
課長職	給料月額の 13%	・平均金額
保育所長	給料月額の 8%	57,200 円

◎時間外・休日勤務手当（月額）

勤務時間外や休日に勤務した場合に支給しています。

- ・支給職員数 174 人
- ・平均取得時間 9.05 時間
- ・平均金額 19,390 円

◎寒冷地手当（年額）

区分	支給額	支給職員数
世帯主の職員	扶養有り	116,800 円
	扶養無し	65,300 円
その他の職員	44,000 円	・平均金額

・支給職員数 198 人
・平均金額 82,300 円

(2) 特別職などの給料等について

区分	給料月額	期末手当
町長	850,000 円	年間 3.3 か月 分支給 町長 20%、 副町長・教育長 10%削減して支給
副町長	700,000 円	
教育長	610,000 円	

(3) 特別職の報酬等について

区分	報酬月額	期末手当
議長	310,000 円	年間 4.2 か月 分支給 議長・副議長・ 議員、10%削減 して支給
副議長	260,000 円	
議員	240,000 円	

3. 職員の勤務時間・勤務条件

(1) 勤務時間の状況について

勤務時間	始業	終業
38 時間 45 分	8 時 45 分	17 時 15 分
休息时间	休憩時間	週休日
—	45 分	土・日曜日

(2) 年次有給休暇の状況

総付与日数	総取得日数	職員数	一人当たり 平均取得日数
7,667 日	2,237 日	200 人	11.0 日

4. 職員の処分・服務・福祉の状況

(1) 分限および懲戒処分の事案 なし

(2) 職員の服務規律違反の事案 なし

地方公務員法第 30 条に基づき、職員にはさまざまな義務（服務規律）が課せられています。

(3) 福利厚生について

◎職員健康診断 187 人
(総合健診 138 人、健康診断 49 人)

◎職員健康相談 35 人

◎当別町職員福利厚生会

【本人掛金】月額×1,000 分の 5

【補助金】補助はありません

◎北海道市町村職員共済組合

【対象】すべての職員

【掛金及び事業内容】共済組合 HP を参照。

(<http://www.hokkaido-kyosai.jp/>)

◎北海道市町村職員福祉協会

【対象】すべての職員

【掛金及び事業内容】福祉協会 HP を参照。

(<http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>)

(4) 公務災害と通勤災害の事案

◎公務災害認定 発生件数 0 件

◎通勤災害認定 発生件数 0 件

5. 職員研修の状況

税務事務や法務基礎など、のべ 84 人が研修に参加しました。

◎石狩町村会 31 人

◎北海道市町村職員研修センター 28 人

◎札幌広域圏組合 6 人

◎庁舎内研修 17 人

◎自主研修 2 人

北石狩公平委員会の業務状況

北石狩公平委員会に対する勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に対する不服申し立てはありませんでした。

▼問合せ

総務課人事係 (☎ 23 - 2330)